

## 第2回「有機 JAS 規格の格付方法に関する検討会」議事概要

### <議題1について>

事務局より資料3について説明。

島崎委員より資料4について説明。

加藤：第1回検討会で、登録認定機関の業務運営の標準化のための取り組みを開始したことを紹介した。17 登録認定機関が参加する協議会で議論を進めている。まだ検討の途中だが、お手元の第4が現段階での公表文書。認定機関の業務運営の標準にしていくために、関係者に議論参加を呼びかけるために公表したものである。有機の認定事業者の間で起こっている事故や違反は、①制度や規格の理解不十分、行程管理の未熟さによるもの、②肥料や土壌改良資材の供給サイドの理解不十分や流通の複雑さに起因するもの、③数は少ないが事業者の故意の違反、④法制度の無理と思われることなどがある。①によるものが多い。認定事業者の理解不十分などについて、認定機関の責任が大きいと認識している。認定機関の審査の「バラツキ」ということが言われている。「バラツキ」とは、いい意味では登録認定機関の独自性とも言えるが、事業者側にとって不平等になるようなものであってはならない。このことを念頭に、なぜ、登録認定機関によって違いが出てくるのか、その原因を検討し、その解決に向けて、課題について整理してみた。まず、一定の基準を満たした業務規程を効果的に運用するためには人材の育成が必要であること。認定機関の業務はISOガイド65にもとづき実施される。これを効果的に行うためには、ガイド65を良く理解した人材が認定機関に確保されていなければならない。規格の解釈運用にあたっては、原則がきちんと押さえられていなければならない。生産の現場と規格が乖離しているところがあれば、きちんと議論し社会的な合意の上で解決していかなければならない。具体的な規格の解釈運用にあたって、「やむを得ない場合」とされることの判断基準について、明確にする必要があると考えている。認定事業者の制度や規格の理解という問題を考えると、認定機関が開催する講習会がある。これまで、半日弱程度のものから二日間ほどの講習会まで、幅があった。簡単で時間もかけないほうが、講習会だけを考えると事業者には負担が少ない。でも最初にきちんと知識を持った上で運用すれば間違いも少なく、効果的な運用ができる。このために認定機関は、時間や費用がかかるが、しっかりした講習会を開催することが必要。これが生産者の過重な費用負担になるのであれば、有機の推進のサイドから、生産者に対する支援があればありがたい。JAS 法第19条の12の問題がある。20 年以上も前に使用した残留性のある農薬がごく微量検出されることがときどきあるが、有機農産物の基準は生産

の方法の基準であり汚染物質の残留が一切ないことまでを求めるのは、無理がある。関係者とのリスクコミュニケーションを行いながら、一定の許容値を見出していかなければならない。

保田：登録認定機関の業務のあり方を検討する上で、ひとつの例として、判断基準のバラツキ、事業者の理解を深めるための講習会等についてお話をいただいた。

志藤：生産者は苦勞して生産行程管理し、格付を行っているが、登録認定機関によって生産基準や方法にバラツキがあるというのは大きなショック。生産者は複数の認定機関に関わっているわけではなく、一つの機関と関わっているの、これを認識することはないが、登録認定機関や検査員にバラツキがあってはならない。登録認定機関自身から、バラツキがあるかもしれないから訂正したいという意見が出たことは、非常に勇気のある提案で責任の重い話と認識。事業者としては、すぐにでも解決してほしい。

保田：この検査認証制度は分権思想に基づいており、登録認定機関が独自に業務規定を作成し運営していくものである。登録認定機関の努力の姿勢を示していただいたことについてはご理解いただければよいが。

今村：認定業務がそれぞれの登録認定機関で違うのは納得がいかない。登録認定機関も、現在17機関しか参加していないということであれば、ぜひ全体の取り組みとして必要な是正をして欲しい。

安井：手順の標準化は必要。登録認定機関それぞれの判断による部分が、事業者から見てバラツキがあるといわれるもの。資材の使用可否など、登録認定機関の中におけるバラツキをなくすことは必要。特に、使用した資材について問題が起きている事案もあり、登録認定機関同士でルール化を図っていく必要がある。コンサルタントの線引きについても難しい。内部規定等について様式を提案することもコンサルタントになるという見解については見直してもいいのではないか。農家が、自分で作った規程を遵守するということも大事だが、登録認定機関が規程を示して、これを守れと言える部分があってもいいのでは。

加藤：今の発言に関して、登録認定機関によって資材判定に違いがあるということの意味について、誤解がないように申し上げたい。現実には、Aという資材をある認定機関は認め、別の認定機関が認めないということがあるが、これがイコール登録認定機関のバラツキというわけではない。有機JAS規格では、たとえば防除は生物的・耕種的・物理的防除を対策の基本とする。適切な対策がとられておらず、別表の資材だけに頼っているのであれば、私共は不可とする。気象条件の違う北海道ではダメだが九州では認められなければいけない資材もある。別表2の資材は生物的・耕種的・物理的防除が無理な場合に認められるという規程があり、本則をきちんと理解した上で、事業者の業務が行われ、それを認定機関が審査するということが前提にある。

保田：コンサルタントをしてはいけないという農林水産省の指導があるが、コンサルタントの解釈は詰めていく必要がある。資材も、無理な時に使えるという仕組みの原則を守らないで、最初から使うのはダメだということ。

金子：事業者側が相当な知識をもって行わなければならない部分があり、コンサルタントを登録認定機関ができなければ、小規模事業者はどこに頼ればいいのか。私は工場で有機農産物を加工する立場だが、マーケットを育てて行かなければ行けない。レベルアップにもつながることだが、誰が有機食品マーケットのプロモーターなのか。今みたいに脆弱な段階だと、そこを考えないと難しい。いろんな制約がある有機農業は、ノウハウを持っていない人がチャレンジすることが多いと思うが、全体の制度の中で誰が事業者に指導するのかご教授願いたい。

保田：ISOは分権思想にたっており、自分で勉強し、申請書を作り申請しなさいということだが、日本では必ずしもなじまないものであり、現在は登録認定機関に相談するしかないのが実態。その点で登録認定機関も大変悩んでいる。

水野：事業者の方が受ける講習会を拝見しているが、内容はとてもしっかりしており、徹底していると思う。しかし、万人が同じように理解するのは難しく、講習会が終了して、よく理解できないままに検査を受け、認定された人も中にはいる。講習会が終了したから事業者は理解した、と登録認定機関には解釈していただきたい。また、優しくかみくだいた言葉にする努力は今後ともしていただきたい。検査員としては、指摘は出来ても指導は出来ないが、例を挙げ、この点に関してしっかり理解し、こうやるように、と丁寧に指摘することが必要。またいい意味での補習のような、質問しやすい少人数による講習会を設ける等のフォローはできるのではないか。

保田：検査員が事業者と一番接するが、コンサルタントは出来ないで、目の前で分かっているにもかかわらずこう書いたらいいという指導が出来ない。事業者のレベルアップという点では、目の前で指導するのがいいが、大きな欠陥がひょっとしたらあるのかもしれない。

熊澤：厳正な有機認証制度をきちんと機能させて欲しい。消費者の信頼が得られていないのではないかとこの危惧がある。これまで沢山の違反事例や、登録認定機関のバラツキ、また生産者からは基準を緩めて欲しい等の要望もあり、そういったことで消費者の信頼が失われる。信頼を回復するための視点が失われつつあるのでは。正しく有機JAS規格が守られるかどうか、未来の子供達に引き継いでいくような環境を守るという視点にたった有機農業、そこから生まれてくる農産物や食品であるからこそ消費者が信頼して買い、それにより有機農業が広まっていく、ということが大切で、強く認識していく必要がある。別表にある資材の使用可否が、登録認定機関でバラツキがあるため、「標準化」すべきという

話が出ているが、この資材は、あくまでやむをえない場合にのみ使用できるものである。だから、標準化すべきなのは、その「やむをえない」と判断する基準である。資材リストそのものをポジティブリストのように考えて、どの事業者も使えるようにという標準化は方向性として間違っている。非常に大きな誤解が生まれかねない。それを一番懸念している。

保田：お断りしておくと、「バラツキ」の言葉の解釈に、委員の皆さまにもバラツキがあると思う。事業者については、問題なく事業を遂行すれば登録認定機関も楽で、一番信頼確保になる。現実には事業者のほとんどが高齢者で、これまで分権思想に基づいて議論をするということもほとんどなかったので、その辺に困難な現状がある。

今村：大きな規模の事業者で人数が確保出来るところは規程類やほ場、施設を区分けして、管理記録もしっかりやっていけるが、小規模農家では、管理方法など全部、個人がわかっているので、生産行程、格付を分ける管理はおかしい。有機JAS規格をしっかり守りながら、どうやっていくか、よりよい方向に導いて有機農業をする人が増えていくようなやり方でやってほしい。また、生産者も信頼できる有機JAS制度としていく必要がある。

保田：信頼は制度に対する信頼ではなく、作る人と食べる人の関係性が明確になったときに信頼がうまれるものであり、どうやって制度を保証するかということ。

志藤：登録認定機関にバラツキがあると自らおっしゃって、事業者の取組の中でも制度の理解を含め、管理記録の整備など非常に大きなバラツキがある。私たちは相当力を入れて内部規定、帳票の整理、内部監査も取り入れ行っているが、まだレベルアップが必要かといわれると非常に負担に感じるが、全体的にいろんなレベルがあると思うので、事業者としてのレベルアップは必要。その中で私達がやるべき役割と、登録認定機関が認定事業者のバラツキをどう解消していくかという制度上の問題とを、現実的にどう対応するのかをお互いに含めながらやっていかないと、ここを完全に切り離すと制度としてはなかなか振興しないという感じを受けた。

水野：バラツキというと、すごい差があるという風に誤解すると思う。実際には、レベルは高いが、そのレベルを統一していこうということで、委員会が設けられているのでは。グループによって弱い点等に対して、レベルを統一していくということ。今の登録認定機関のレベルが低いということではない。

加藤：有機をやる人が増えて欲しいという、気持ちは全く一緒。JAS法の検査認証制度と表示規制、推進の制度とのバランス。認証業務はその事業者の業務が基準に適合しているかどうか、それを評価して、適合しているものとしていないものをわけが、あと一步の生産者がいたとき、認定を増やしたい感情があると、そこを認めることにもなる。そこをどこまで認めるか、ということがバラツキであ

る。同時に基準が曖昧になると言われる原因にもなる。適合しているもの、そうでないものを分けることと、有機を普及することは別だということを整理する必要があり、制度的にも、基準に到達していないものを、到達するところまで押し上げる仕組みが別になければいけない。

谷口：コンサルタントについて補足。JAS 制度だけでの禁止事項なのではなく、様々な検査認証の分野で要求されている ISO ガイド65でコンサルティングはできないと示している。現場で審査をする立場の人が具体的にこうすればいいと助言するのは、公平公正な審査が出来ない。不適合について、基準のどの事項に即していないから、と判断基準となる根拠を示し、理解を求めることはコンサルティングではない。講習会などで具体的にどうしたらいいかを自ら学ぶべき。

島崎：現在のJAS法はガイド65による登録制度だということからはじまっている。年に一度監査を行うが、監査で不適正を見つけてやろうと行っているのではない。受ける方も認定機関によっては、純粋にここは直していこうということで、きちんと運営していくことによって、どんどん良くなっていくと考えている。有機JAS規格については、他の製品規格と違って融通のある規格になっている。コンサルタントは、どこまでというのはなかなか線が引けないが、そこはこれからも議論していく。事業者の中身を全く理解されていないのが一番困る問題。皆が有機そのものを育てていこうという気持ちで、運営していただければ、いい方向に行く。

戒谷：コンサルタント的なことは実際に行われているし、行わざるを得ないと思う。これは不可だと言われた場合、じゃあこうしたらいいか、という質問もあるので、それはこういう理由で不可、可と言うことは認めていただくような線引きは十分可能だと思う。

保田：これは可、これは不可というようなことは認めていないということが原則になっている。

戒谷：そうであれば検査員からの改善指摘によって示されるしかないが、判定と指導の区分けについて次回までに自分なりに考えをまとめていきたいと思う。提案として、生産者が増えていくために、登録認定機関・検査員が合同で帳票類の仕組みの見直しができないか。合理性があつてかつ判定も公正に行われ、生産者にとってもコストダウンにつながり、レベルアップにつながるようなもの、指導やコンサルタントではない全く別の検討委員会を作り、共通の書式で事業者に示されるようなものを作るべき。また、故意でないケースについて、違反事例があったということできなり公表されることについて、登録認定機関の対応や、審査自体の不備によって生産者が犯罪者扱いされることもある。登録認定機関の審査判定に不備があった場合には、その処分の方を考える段階がないと。頑張った人がつらい目に遭う。その改善の可能性を検討していただき

たい。19 条 12 は有機 JAS 規格の逸脱である。3 年間規格に準拠した行為を行ったにもかかわらず、さかのぼった残留が検出されることで JAS マークを削除するというのはというのはわからない。JAS 規格の完全な拡大解釈で逸脱である。昨今は一斉分析でいろんなものがでてくる。そのことを十分審議する必要がある。

岩井：小売りはいろんな事業者のところに行くので、複数の登録認定機関が審査した結果を比較的横で見比べる機会あるが、事業者から審査結果を見せてもらえない。第 3 者の審査結果を見せていただければ非常に役立つが、なかなか見れない。最後の合格か不合格かの部分だけでなく、審査内容とその結果を見て、ちゃんと生産者が是正をしているのかという姿勢も評価したいので、審査結果を公表とまでは言わないが、直接関係する人達に見られるようにしていただきたい。そういった形にさせていただくと、公になることで鍛えられていくのではないかな。また、複数の人が見ることでバラツキもなくなるのでは。

戒谷：判定検査結果が検査員に伝わっていないというケースをずいぶんと見聞している。判定結果の検査員への開示と、検査員の報告書を事業者の開示すべきである。

金子：私の発言が認証を緩めろというふうに誤解されるといけないが、仕組みは制度を担保する上で重要で、ゆるめるのは賛成ではないが、そこについて行けない人をどうやって支援するかということと、事業に対する収益、これがまだマーケットが応えていない。仕組みをどんどん厳格にしていくのと一緒にパッケージで、マーケットの収益性を高めるための広報活動など是可以するのでは。

安井：ほとんどこの制度は事業者の負担と労力で成り立っていると思い、頭が下がる思いだが、小規模な事業者、個人が自分でつくって自分で検査するとなると、検査方法の告示は本当に理解できるかどうか、と思う。自分が生産者で自分が作ってやるなら、ロットを目の前にして、自分で記録を点検してやるようなことはしないと思うが、こうするという知識を持っていればいいとも思う。実際に告示どおりにできるくらい理解されているならいいと感じながら認定業務を行っている。もう一つ、事業者が残念な結果に終わることがある。単に認定機関だけが仕組みを深めていだけでなく、有機農業の生産を指導できる方々、資材や肥料のメーカーの知識も、われわれと共に高めて行く必要がある。

保田：有機農業推進法もあり、有機農業の関心も広がっており、有機適合資材を謳うものが多く出回っているが、全体に理解を深めて行く必要がある。登録認定機関の業務のあり方の一つの方向性として、認定機関相互の業務の標準化という考え方を示してもらい、大いに検討に値するのでは。また認定事業者がいて成り立つ制度と共通認識としたい。この事業者がもっと増えるしくみとして、情報の共有であったりコンサルタントに当たらない範囲で情報提供の仕方が大変

大きな課題。事務局が示したが、記録のとりかた、大きな労力負担しなくても記録がとれるような、書式に係ることだと思うが、こうしたことも課題とさせていただく。このようなことを次回以降の課題にしたい。